

平成20年相模原市議会3月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	55件
予算	11件
条例	34件
契約	2件
不動産の処分	1件
不動産の取得	1件
市道	1件
認定の承諾	1件
補正予算	4件
(2) 報告	5件
合計	60件

(付議予定案件 人事 9件)

平成20年2月19日招集

議案番号	件名(担当)	主 な 内 容		
		20年度当初予算額	19年度当初予算額	比較(率)
1	平成20年度相模原市一般会計予算 (企画財政局財務部)	千円	千円	千円
		203,200,000	197,000,000	6,200,000 (3.1%)
2	平成20年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	67,550,000	63,735,000	3,815,000 (6.0%)
	事業勘定	67,321,000	63,507,000	3,814,000 (6.0%)
	直営診療勘定	229,000	228,000	1,000 (0.4%)
3	平成20年度相模原市下水道事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	21,071,000	19,075,000	1,996,000 (10.5%)
4	平成20年度相模原市老人保健医療事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	3,253,000	34,013,000	-30,760,000 (-90.4%)
5	平成20年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	1,482,000	2,796,000	-1,314,000 (-47.0%)
6	平成20年度相模原市介護保険事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	27,990,000	25,443,000	2,547,000 (10.0%)
7	平成20年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	244,000	253,000	-9,000 (-3.6%)
8	平成20年度相模原市簡易水道事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	118,000	106,200	11,800 (11.1%)

9	平成20年度相模原市財産区特別会計予算 (企画財政局財務部)	98,000	231,000	-133,000 (-57.6%)																																							
10	平成20年度相模原市農業集落排水事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	25,000	26,800	-1,800 (-6.7%)																																							
11	平成20年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算 (企画財政局財務部)	4,918,000		4,918,000 (皆増)																																							
	合計	329,949,000	342,679,000	-12,730,000 (-3.7%)																																							
12	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について (企画財政局企画部)	相模原市行政区画等審議会を設置するための附属機関の名称、設置目的、委員の数及び委員の任期の規定の追加その他所要の改正をするもの (H20.4.1施行。ただし、相模原市社会教育委員に係る改正規定は、公布日施行)																																									
13	相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について (総務局)	簡素で効果的な行政運営を推進するため、職員の定数を改正するもの (H20.4.1施行)																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 局 別</th> <th colspan="3">定 数</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>増減 人数</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>22^人</td> <td>0^人</td> <td>22^人</td> </tr> <tr> <td>市長の事務部局の職員</td> <td>3,377</td> <td>11</td> <td>3,366</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務局の職員</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務局の職員</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>消 防 職 員</td> <td>719</td> <td>5</td> <td>724</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校 その他の教育機関の職員</td> <td>580</td> <td>19</td> <td>561</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,740</td> <td>25</td> <td>4,715</td> </tr> </tbody> </table>			部 局 別	定 数			現 行	増減 人数	改正後	議会の事務局の職員	22 ^人	0 ^人	22 ^人	市長の事務部局の職員	3,377	11	3,366	選挙管理委員会の事務局の職員	13	0	13	監査委員の事務局の職員	15	0	15	消 防 職 員	719	5	724	農業委員会の事務局の職員	14	0	14	教育委員会の事務局及び学校 その他の教育機関の職員	580	19	561	合 計	4,740	25	4,715
部 局 別	定 数																																										
	現 行	増減 人数	改正後																																								
議会の事務局の職員	22 ^人	0 ^人	22 ^人																																								
市長の事務部局の職員	3,377	11	3,366																																								
選挙管理委員会の事務局の職員	13	0	13																																								
監査委員の事務局の職員	15	0	15																																								
消 防 職 員	719	5	724																																								
農業委員会の事務局の職員	14	0	14																																								
教育委員会の事務局及び学校 その他の教育機関の職員	580	19	561																																								
合 計	4,740	25	4,715																																								

14	相模原市職員の自己啓発等休業に関する条例について (総務局)	地方公務員法(昭和25年法律第261号)の改正に伴い、職員が公務に関する能力の向上に資すると認められる大学等における課程を履修し、又は国際貢献活動を行うための自己啓発等休業について所要の定めをするもの (H20.4.1施行)
15	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	城山町及び藤野町の区域を担当する体育指導委員の報酬に係る特例の廃止に伴う規定の整理をするもの (H20.4.1施行)
16	相模原市職員の育児休業等に関する条例及び相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について (総務局)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正に伴い、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整方法の見直しその他所要の改正をするもの (公布日施行)
17	相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	相模原市立あじさい会館及び相模原市立あじさい会館南分室の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行)
18	相模原市後期高齢者医療に関する条例について (健康福祉局福祉部)	後期高齢者医療制度の実施に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号)等に定めるもののほか、本市が行う事務その他所要の定めをするもの (H20.4.1施行)
19	相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく被保険者のうち本市に係るものを医療費助成の対象とする規定の追加その他所要の改正をするもの (H20.4.1施行。ただし、相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例(平成18年相模原市条例第47号)の一部を改正する規定は、公布日施行)
20	相模原市立障害者支援センター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	障害者支援センターに設置した知的障害者援護施設及び身体障害者更生援護施設を障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を実施する施設とするための規定の整理その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行)

2 1	相模原市立津久井障害者地域作業所条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	相模原市立津久井障害者地域作業所を障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第21項に基づく地域活動支援センターとするための規定の整理、指定管理者が行う業務の範囲等の規定の追加その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行)
2 2	相模原市立療育センター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局福祉部)	療育センターに設置した知的障害者通所更生施設を障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する生活介護の事業を行う施設とするための規定の整理及び藤野中央公民館の建て替えによる藤野療育相談室の移転に伴う位置の規定の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、藤野療育相談室の位置の改正規定は、H20.4.1施行)
2 3	相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	相模原市立老人福祉センター湊松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等必要な規定の追加その他所要の改正をするもの (公布日施行)
2 4	相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	ふれあいセンターの管理を指定管理者として行わせるもの の規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行)
2 5	相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	相模原市立さがみ湖リフレッシュセンター(以下「リフレッシュセンター」という。)の休所日、利用できる時間及び利用料金並びにリフレッシュセンターの管理を指定管理者として行わせるもの及び指定管理者が行う業務の範囲の規定の改正その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行) 基本利用料金 区分 1日(午前9時から午後10時まで) ふれあいルーム1 2,900円 ふれあいルーム2 2,700円 研修室 1,500円 調理実習室 5,800円 ボランティアルーム 1,000円

26	相模原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)の改正に伴い、平成20年度における介護保険料率の算定の特例についての規定の追加をするもの (H20.4.1施行)
27	相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について (健康福祉局保険高齢部)	健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)により地方税法(昭和25年法律第226号)に国民健康保険税の特別徴収の規定が追加されたことに伴い、国民健康保険税の徴収の方法の規定の追加をするもの (H20.4.1施行)
28	相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例について (市民局市民活力推進部)	相模原市立星が丘ふれあい広場及び相模原市立宮上ふれあい広場を設置するもの (H20.4.1施行) 1 相模原市立星が丘ふれあい広場 位置 相模原市星が丘3丁目5,143番19 面積 1,976㎡ 設備 防球ネット、水道、園内灯等 2 相模原市立宮上ふれあい広場 位置 相模原市東橋本2丁目162番9 面積 2,841㎡ 設備 防球ネット、水道、園内灯等
29	相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例について (市民局市民活力推進部)	相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定及び利用料金制度の導入について必要な規定の追加その他所要の改正をするもの (公布日施行。指定管理者の指定の手續に係る規定を除きH21.4.1適用)
30	相模原市立津久井合唱館条例の一部を改正する条例について (市民局市民活力推進部)	相模原市立津久井合唱館を幅広く市民相互の交流の場とするための設置目的の規定の改正並びに同施設の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定及び利用料金制度の導入について必要な規定の追加その他所要の改正をするもの (公布日施行。指定管理者の指定の手續に係る規定を除きH21.4.1適用)

3 1	相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	相模原市立産業会館の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行。指定管理者による管理に係る規定は、H 2 1 . 4 . 1 適用)
3 2	相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	相模原市立勤労者総合福祉センターを指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行。指定管理者による管理に係る規定は、H 2 1 . 4 . 1 適用)
3 3	相模原市立相模の大風センター条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	相模原市立相模の大風センターの管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行。指定管理者による管理に係る規定は、H 2 1 . 4 . 1 適用)
3 4	相模原市立鳥居原ふれあいの館条例の一部を改正する条例について (環境経済局経済部)	相模原市立鳥居原ふれあいの館の管理を指定管理者として行わせるものの見直しに伴い、指定管理者による管理及び指定管理者の指定の手續に係る規定を改正するもの (公布日施行。指定管理者による管理に係る規定は、H 2 1 . 4 . 1 適用)
3 5	相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例について (環境経済局環境保全部)	相模原市立環境情報センターの管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に行わせるため、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定及び利用料金制度の導入について必要な規定を追加するもの (公布日施行。指定管理者の指定の手續に係る規定を除きH 2 1 . 4 . 1 適用)
3 6	相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について (環境経済局環境保全部)	競技場の一般使用の単位の変更並びにテニス場及び同夜間照明施設の使用料の額の改定、指定管理者に管理を行わせる都市公園等及び指定管理者となりうるものの規定の改正、競技場に係る利用料金制度の導入及び競技場メインスタンドの設置に伴う利用料金の規定の追加その他所要の改正をするもの (競技場の一般使用の単位の変更並びにテニス場及び同夜間照明施設の使用料の額を改定する改正についてはH 2 0 . 4 . 1 施行。テニス場及びテニス場夜間照明施設の使用料に係る規定はH 2 0 . 6 . 1 適用。指定管理者に管理を行わせる都市公園等及び指定管理者となりうるものの規定の改正、競技場に係る利用料金制度の導入及び競技場メインスタンドの設置に伴う利用料金の規定の追加についてはH 2 1 年4月1日施行) 1 相模原麻溝公園競技場の一般使用の使用料の単位に団体を追加し、並びに津久井又野公園及び相模湖林間公園テニス場及びテニス場夜間照明施設の使用料の改定

(1) 相模原麻溝公園競技場の使用料に係る単位の追加

有料公園 施設の種 類	単 位				金 額
競技場	一般 使用	団体	20人まで ごと	1回	1,000円

(2) テニス場の使用料の額の改定

有料公園 施設の種 類	単 位			金 額
テニス場	専用 使用	市 民	2 時間につ き	1,000 円
		市民以外 のもの		5,000 円
	一般 使用	1 面		1,000 円

(3) テニス場夜間照明施設の使用料の額の改定

附属施設の種類	単 位	金 額
テニス場夜間照明施設	30 分につき	200 円

2 相模原麻溝公園競技場の使用において利用料金として指定管理者に納付するための規定の改正並びに相模原麻溝公園競技場メインスタンドの設置に伴う入場料等を徴収して競技場を専用使用する場合の利用料金の規定及び相模原麻溝公園競技場の附属施設の利用料金の規定の追加

(1) 相模原麻溝公園競技場の利用料金

有料公園 施設の種 類	単 位				金 額
競技場	専用 使用	市 民		1 日(8時 30分～18 時30分)	40,000円
		市民以外のも の			100,000円
	一般 使用	個人	大人	1回	200円
			小人		100円
		団体	20人ま でごと		1,000円

入場料等を徴収して競技場を専用使用する場合における利用料金の額は、専用使用の許可を受けた利用料金の額に、当該利用料金の額と同額又は徴収した入場料の総額に5パーセントを乗じて得た額のいずれか高い額を加算した額とする。

(2) 相模原麻溝公園競技場の附属施設の利用料金

附属施設の種類		単 位	金 額
相模原 麻溝公 園競技 場	放送設備	1日(8時30分～18時30分)	4,000円
	競技用器具	1日1点につき(30点未満)	100円
		1日30点以上	3,000円
	写真判定装置	1日(8時30分～18時30分)	12,500円
	会議室1(大会本部室A)		5,000円
	会議室2(大会本部室B)		3,500円
	会議室3(大会本部室C)		3,500円
	会議室4(大会本部室D)		3,500円
	会議室5(大会本部室E)		3,500円
	会議室6(大会本部室F)		3,500円
	会議室7(インタビュー室A)		2,000円
	会議室8(インタビュー室B)		2,000円
	会議室9(打合せ室)		1,500円

37 相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
(都市建設局まちづくり計画部)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、小田急相模原駅北口地区の地区計画の区域内における建築物の制限についての規定の追加その他所要の改正をするもの
(公布日施行)

38 相模原市都市交通施設整備基金条例について
(都市建設局まちづくり計画部)

都市交通施設を整備する事業の財源とするため、基金の設置その他所要の定めをするもの
(H20.4.1施行)

39	相模原市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	橋本駅南口第2路上等自転車駐車場の設置に伴い、同駐車場の名称、位置、入出場時間及び駐車料を定める規定の追加、橋本駅南口路上等自転車駐車場の名称の変更その他所要の改正をするもの (H20.3.28施行) 橋本駅南口第2路上等自転車駐車場 1 位置 相模原市橋本2丁目341番28地先 2 面積 56平方メートル 3 収容台数 自転車45台(電磁ロック式駐輪機器による。)
40	相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	橋本駅北口第1自動車駐車場で定期駐車券を発行することに伴い、同駐車場の入出場時間の規定の改正その他所要の改正をするもの (H20.6.1施行。ただし、用語の整理に係る改正規定は公布日施行)
41	相模原市立相模湖ふれあいパーク条例の一部を改正する条例について (都市建設局まちづくり事業部)	相模原市立相模湖ふれあいパークにおける利用料金制度の導入について必要な規定の改正、指定管理者が行う業務の範囲の規定の改正その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、用語の整理に係る改正規定は公布日施行)
42	相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	相模原市体育館の管理を指定管理者として行わせるものの規定の改正その他所要の改正をするもの (公布日施行)
43	相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	指定管理者が総合体育館の利用できる時間を変更する場合の利用料金の額を定める規定及び空手マットの利用料金の額を定める規定の追加その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、空手マットの利用料金の額を定める規定の追加についてはH20.4.1施行。用語の整理に係る改正規定は公布日施行)
44	相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について (教育局生涯学習部)	指定管理者が相模原市立総合水泳場の利用できる時間を変更する場合の利用料金の額を定める規定の追加その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、用語の整理に係る改正規定は公布日施行)

<p>4 5 相模原市立グラウンド等 体育施設に関する条例の 一部を改正する条例につ いて (教育局生涯学習部)</p>	<p>大野台南テニスコート、小倉プール、小倉テニスコート、名倉グラウンド及びふじのマレットゴルフ場の管理を地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により指定管理者に行わせるための指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務の範囲その他必要な規定並びにふじのマレットゴルフ場に係る利用料金制度の導入について必要な規定の追加並びに小倉テニスコート及び同夜間照明設備の使用料の額の改定その他所要の改正をするもの (H21.4.1施行。ただし、小倉テニスコート及び同夜間照明設備の使用料の額を改定する改正についてはH20.4.1施行。小倉テニスコート及び同夜間照明設備の使用料に係る規定はH20.6.1適用)</p> <p>1 小倉テニスコートの使用料の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="624 705 1337 909"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小倉テニスコート</td> <td rowspan="2">2時間につき</td> <td>1面につき</td> </tr> <tr> <td>市内 1,000円 市外 5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 小倉テニスコート夜間照明設備の使用料の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="624 949 1337 1153"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>利用単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小倉テニスコート夜間照明設備</td> <td>30分につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用単位	使用料	小倉テニスコート	2時間につき	1面につき	市内 1,000円 市外 5,000円	設備名	利用単位	使用料	小倉テニスコート夜間照明設備	30分につき	200円
施設名	利用単位	使用料												
小倉テニスコート	2時間につき	1面につき												
		市内 1,000円 市外 5,000円												
設備名	利用単位	使用料												
小倉テニスコート夜間照明設備	30分につき	200円												
<p>4 6 工事請負契約について (企画財政局財務部)</p>	<p>1 工事の名称 都市計画道路大山氷川線道路改良工事 2 工事の場所 相模原市大山町403番6から小山4丁目801番1まで 3 契約金額 857,850,000円 4 契約の相手方 岩田地崎建設・アコック・平井工業共同企業体 代表者 岩田地崎建設株式会社横浜営業所 所長 谷地 栄 秀 5 履行期限 本契約締結の日から890日以内 6 工事の概要 工事延長 282.0m U型擁壁工 ボックスカルバート工 工 種 舗装工 排水工 付帯工 管きよ工</p>													

47	包括外部監査契約の締結について (総務局)	包括外部監査契約の締結 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 2 契約の始期 平成20年4月1日 3 契約の金額 16,500,000円を上限とする額 4 契約の相手方 住所 相模原市鹿沼台2丁目21番11号 氏名 畑 耕一 資格 公認会計士
48	不動産の処分について (市民局市民活力推進部)	土地の処分 1 所在及び地番 相模原市津久井町青根1,882番5 2 地目 畑 3 地積 190平方メートル 4 処分の方法 無償譲渡 5 相手方 相模原市津久井町青根1,882番地5 自治会法人上野田自治会 会長 太田 勉
49	不動産の取得について (都市建設局まちづくり事業部)	小田急相模原駅自動車駐車場 下記の建物及び土地のうち共有者相模原市土地開発公社持分 2,179万320分の345万3,443 1 建物 (1) 所 地 相模原市南台3丁目1番地 (2) 構造 鉄筋コンクリート造地下4階地上20階 建のうち地下2階の一部及び地下3階の一部 (3) 床面積 4,699.26平方メートル 2 土地 (1) 所在及び地番 相模原市南台3丁目1番 (2) 地目 宅地 (3) 地積 5,275.58平方メートル (4) 敷地権の割合 1億分の21,790,320 3 相手方 相模原市土地開発公社 理事長 八木 智明 4 取得価格 839,723,208円
50	市道の認定について (都市建設局土木部)	土地区画整理事業(上鶴間本町9丁目地区)6路線、開発行為(上溝地区ほか)8路線、寄付(上溝地区ほか)2路線、旧津久井町管理道路(津久井町青山地区ほか)4路線及び旧相模湖町管理道路(相模湖町寸沢嵐地区)2路線、合計22路線の認定

5 1	町田市道路線の認定の承諾について (都市建設局土木部)	町田市長が木曽境川土地区画整理事業により設置される道路の一部を町田市の区域を越えて町田市道の路線として認定することについて、承諾をするもの		
5 2	平成19年度相模原市一般会計補正予算(第5号) (企画財政局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円	千円	千円
		199,512,000	2,159,000	201,671,000
5 3	平成19年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号) (企画財政局財務部)	63,920,500	2,593,000	66,513,500
	事業勘定	63,691,400	2,593,000	66,284,400
	直営診療勘定	229,100	-	229,100
5 4	平成19年度相模原市下水道事業特別会計補正予算(第4号) (企画財政局財務部)	20,632,000	-77,000	20,555,000
5 5	平成19年度相模原市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) (企画財政局財務部)	163,400	-1,700	161,700
合 計		284,227,900	4,673,300	288,901,200
報告番号	件名(担当)			
1	専決処分の報告について (総務局)	相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例(H20.2.4専決処分。H20.4.1施行) 統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令(昭和26年政令第127号)第2条の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表(平成14年総務省告示第139号。以下「旧日本標準産業分類」という。)が廃止され、新たに産業に関する分類の名称及び分類表(平成19年総務省告示第618号)が施行されることに伴い、旧日本標準産業分類の用語を引用する規定の整理をするもの		

2	専決処分の報告について (企画財政局財務部)	<p>工事請負契約(最終処分場整備工事(その2))の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td> <td>5,469,338,700 円</td> <td>5,531,460,900 円</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更前	変更後	契約金額	5,469,338,700 円	5,531,460,900 円
変更事項	変更前	変更後						
契約金額	5,469,338,700 円	5,531,460,900 円						
3	専決処分の報告について (企画財政局財務部)	<p>工事請負契約(公共下水道麻溝台地区雨水幹線整備工事(1工区))の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約金額</td> <td>962,850,000 円</td> <td>975,654,750 円</td> </tr> </tbody> </table>	変更事項	変更前	変更後	契約金額	962,850,000 円	975,654,750 円
変更事項	変更前	変更後						
契約金額	962,850,000 円	975,654,750 円						
4	専決処分の報告について (環境経済局資源循環部)	<p>次のとおり訴えを提起する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被告となるべき者 市外在住者 2 請求の趣旨 次のとおり判決を求める。 (1) 5(1)の本件事故に基づく原告の被告に対する一切の債務は存在しないことを確認する。 (2) 訴訟費用は被告の負担とする。 3 訴訟の目的物の価額 208,628 円 4 管轄裁判所 相模原簡易裁判所 5 事件の概要 (1) 平成19年5月29日午前11時7分ごろ、相模原市東林間7丁目18番20号先の市道において、対向車両を通行させるため、本市塵芥車(相模800さ3008)が後退した際、後方に停車していた訴外市外在住者が使用し、被告が所有する軽乗用車(以下「被害車両」という。)に接触し、破損させる事故(以下「本件事故」という。)が発生した。 (2) 市は、本件事故の過失は市側にあると判断し、平成19年12月13日に、訴外有限会社に対し被害車両の修理代金等189,658円を、訴外市外在住者に対し当該車両を修理工場へ運搬した交通費等18,970円を支払い、同月26日に訴外市外在住者と示談を締結した。 (3) 市は、本件事故による損害がすべて賠償され、事故の事後処理が終了したことを明らかにするため、被告に対しても示談書への署名及び押印を求めたが、被告はこれに応じないため、本訴訟を提起する。 6 訴訟遂行の方針 市は、必要に応じて、次に掲げる行為をすることができるものとする。 (1) 控訴又は上告 (2) 民事訴訟法(平成8年法律第109号)第89条の規定による和解 						

5	専決処分の報告について (総務局)	本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (208,628円)の決定の専決処分
		本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (96,402円)の決定の専決処分
		本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償額 (40,522円)の決定の専決処分
		本市軽貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (88,600円)の決定の専決処分
		本市軽乗用車による交通事故に係る損害賠償額 (388,298円)の決定の専決処分
		本市軽貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (719,887円)の決定の専決処分
		本市小型貨物車による交通事故に係る損害賠償額 (576,135円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (56,309円)の決定の専決処分
		道路管理に係る損害賠償額 (101,372円)の決定の専決処分
		学校管理に係る損害賠償額 (16,760円)の決定の専決処分
		学校管理に係る損害賠償額 (104,949円)の決定の専決処分

付議予定案件 人事9件

固定資産評価審査委員会の委員の選任について
人権擁護委員の候補者の推薦について(8件)